

随意契約等の見直しについて（契約監視委員会）

平成 22 年度契約の実績及び今後の見通しについて

平成 22 年 3 月 9 日

独立行政法人平和祈念事業特別基金

1 平成 22 年度における契約件数及び支払金額

平成 22 年度契約（前年度以前からの継続契約を含む、以下同じ）については、平成 22 年 4 月 30 日策定の「随意契約等見直し計画」等に則り、真にやむを得ない場合を除いて、競争性のある契約とするよう努め、特に、平成 20 年度の契約実績を踏まえ、「競争性のある契約に見直しすべき随意契約」については、全て競争性のある契約へ移行した。

契約件数及び支払金額については以下のとおりとなっている。

＜表 1＞平成 20 年度実績と平成 22 年度実績の比較

	平成 20 年度実績		平成 22 年度実績（継続契約含む）	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	(33.8%) 26	(7.2%) 677,936	(48.3%) 29	(66.8%) 306,174
一般競争	(24.7%) 19	(5.9%) 551,042	(45.0%) 27	(64.8%) 297,163
企画競争等	(9.1%) 7	(1.4%) 126,894	(3.3%) 2	(2.0%) 9,011
競争性のない随意契約	(66.2%) 51	(92.8%) 8,707,481	(51.7%) 31	(33.2%) 152,237
合 計	(100%) 77	(100%) 9,385,418	(100%) 60	(100%) 458,412

注：平成 22 年度実績の金額は平成 23 年 2 月末までの支払額である。

2 平成 22 年度における一者応札・一者応募について

平成 22 年度契約については、一者応札・一者応募にならないよう、入札参加資格を必要最低限度の設定とし、HP 上に入札説明書等を掲載する、見直し・改善に努めてきた。

その結果、一者応札・一者応募となった案件はなかった。

3 今後の見通しについて

当基金は平成 22 年 9 月 30 日の解散を予定していたが、「戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法」（平成 22 年法律第 45 号）の成立に伴い、

○特別給付金支給事業以外の事業を平成 22 年 9 月 30 日までに終了し、

○平成 25 年 4 月 1 日までの政令で定める日までに解散する、

こととなった。

平成 22 年度契約においては、「競争性のある契約」29 件、「競争性のない随意契約」31 件、合計 60 件の契約を結んでいるが、特別給付金支給事業以外の事業が平成 22 年 9 月 30 日までに終了したこと等により、このうちの半数以上、34 件は、平成 23 年度以降契約を結ばないこととなる。

<表 2>平成 22 年度実績のうち、平成 22 年度で終了する契約

	平成 22 年度実績（継続契約含む）		左のうち平成 22 年度終了の契約	
	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
競争性のある契約	29	306,174	17	192,977
一般競争	27	297,163	16	183,965
企画競争等	2	9,011	1	9,011
競争性のない随意契約	31	152,237	17	101,337
合 計	60	458,412	(56.7%) 34	(64.2%) 294,313

注：金額は平成 23 年 2 月末までの支払額である。

一方、「競争性のない随意契約」14 件については、特別給付金支給事業等を行っていくため、平成 23 年度以降も継続が必要な契約と考えている。

以下、継続の必要性等について個別に掲げる。

○競争性のない随意契約⇒14 件

①平成 23 年度以降も継続して契約する必要があるもので、引き続き随意契約とせざるを得ないもの⇒4 件

ア特別給付金支給事業を行うため必要な契約

- ・ 資料等の外部保管（随契 4）
- ・ 抑留者帰還年月日等確認調査委託（随契 31）

イ基金の運営のため必要な契約

- ・ 財務諸表の官報公告掲載（随契 28）
- ・ 財務諸表等の監査契約（随契 29）

②特別給付金支給事業を行うため、場合により平成 23 年度以降に再度契約する必要があるもので、その際は引き続き随意契約とせざるを得ないもの

- ・ 特別給付金お知らせ用官製はがきの購入（随契 30）

③基金の運営のため解散まで継続することとなっているもの⇒9 件

- ・ 電子計算機システム用端末装置一式の賃貸借（随契 6）
- ・ ゼロックス電子複写機の保守及び消耗品供給に関する契約（随契 7）
- ・ 国有財産（建物）使用料（随契 8）
- ・ 電話料金（随契 20）
- ・ 回線使用料（随契 21）
- ・ 後納郵便料金（随契 22）
- ・ ハウジングホスティングサービスに係る請負業務（随契 23）
- ・ Web コンポーネントサービスに係る請負業務（随契 24）
- ・ 回線サービス料（クローバーネット）に係る請負業務（随契 25）

上記のほか、現在までに平成 23 年度以降新たな契約を結ぶ必要があると判明している案件は以下のとおりである。

- 特別給付金支給事業を行うため、平成 23 年度以降に保守等が必要で、随意契約とせざるを得ないもの
 - ・戦後強制抑留者特別給付金支給システムの保守等業務

<参考>競争性のある契約案件 12 件の今後の見通し

①特別給付金支給事業を行うため事業の終了まで継続することになっている契約 <ul style="list-style-type: none"> ・戦後強制抑留者特別給付金支給に係る給付金振込事務の委託契約（一般 19）
②平成 23 年度以降も継続して契約する必要があるもので、継続の際は一般競争入札にかける予定のもの⇒5 件 ア基金解散まで必要な契約 <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金（一般 1） ※当該一般競争入札は、庁舎管理者である統計局が代表して手続きを行っている。 イ特別給付金支給事業を行うために必要な契約 <ul style="list-style-type: none"> ・戦後強制抑留者特別給付金電話対応業務に係る請負契約（一般 17） ・戦後強制抑留者特別給付金電話対応及び事務処理業務に係る請負契約（一般 23） ・戦後強制抑留者に対する内閣総理大臣書状の印刷・封入・封緘業務に係る請負契約（一般 25） ・戦後強制抑留者特別給付金電話対応及び事務処理業務に係る請負契約（一般 27）
③特別給付金支給事業を行うため、場合により平成 23 年度以降に再度契約する必要があるもので、その際は一般競争入札または企画競争にかける予定のもの⇒6 件 <ul style="list-style-type: none"> ・戦後強制抑留者引揚証明書電子化業務に係る請負契約（一般 20） ・戦後強制抑留者特別給付金請求書等印刷・発送等業務に係る請負契約（一般 21） ・特別給付金に関する新聞媒体へのデザインを含む広告掲載業務に関する請負契約（一般 22） ・戦後強制抑留者特別給付金広報用パンフレット他 2 種の印刷等業務に係る請負契約（一般 24） ・特別給付金の認定作業に係る労働者派遣業務に係る請負契約（一般 26） ・特別給付金に関するラジオ媒体への広報に関する請負契約（企画 2）

<表 3>平成 22 年度実績のうち、平成 23 年度以降契約継続見込件数

	平成 22 年度実績（継続契約含む） 件数	左のうち、平成 23 年度以降契約継続 見込件数
競争性のある契約	29 (48.3%)	12 (44.4%)
一般競争	27 (45.0%)	11 (40.7%)
企画競争等	2 (3.3%)	1 (3.7%)
競争性のない随意契約	31 (51.7%)	15 (55.6%)
合 計	60 (100%)	27 (100%)

注 1：今後、別途案件で契約が発生する場合は件数が増加することとなる。

注 2：平成 22 年 9 月 30 日まで行ってきた事業の減少に伴い、全体の契約件数が減る一方で、電話料金等の基金の運営に係る随意契約の件数は減ることがないため、競争性のない随意契約の割合は増えることとなる。

4 今後の方針について

引き続き、平成 22 年 4 月 30 日に策定した「随意契約等見直し計画」等に則り、

○真にやむを得ない場合を除き、競争入札を実施する、

○競争入札実施の際は、原則、事前に入札説明会を行う、

○「一者応札・一者応募」とならないよう、応札準備期間の確保等に努める、
こととし、競争性の確保に努めることとしたい。

なお、競争性のない随意契約案件については、請負業者との価格交渉を行うなど、費用低減の努力を行っていくこととしたい。

独立行政法人平和祈念事業特別基金契約監視委員会（第3回）

議事概要

- 1 日時：平成23年3月9日（水）11：00～11：45
- 2 場所：総務省第二庁舎 4階特別会議室
- 3 出席者
 - （1）構成員：落合智治、黒沢文貴、堀川末子、横堀裕之（敬称略、五十音順）
 - （2）平和祈念事業特別基金：大西理事、竹重総務部長、羽深事業部長、佐久間参事、蒔田参事、竹野参事、福光副参事
- 4 議事次第
 - （1）開会
 - （2）委員の紹介
 - （3）委員長選出・委員長代理指名
 - （4）委員長挨拶
 - （5）大西理事挨拶
 - （6）平成22年度契約実績及び今後の見通しについて
 - （7）今後の日程等
 - （8）閉会
- 5 議事概要
 - （1）委員長選出・委員長代理指名
堀川委員が委員長として選任された。また、委員長代理として黒沢委員が指名された。
 - （2）資料説明等
事務局より、資料に基づいて説明が行われた。
 - （3）主な意見等
説明後、質疑応答及び意見交換が行われ、構成員から次のような意見・質問があった。

意見等①：今後、随意契約を予定している特別給付金支給システム保守業務の元となる契約は競争性のある契約だったのか。

回 答：特別給付金支給システムは昨年、一般競争入札を経て開発の請負契約を結んでいるもので、来年度以降は保守契約が必要となるものである。

意見等②：今後の取り組みとして、随意契約案件について請負業者と価格交渉を行うということであるが、そもそも価格交渉の余地はあるのか。

回 答：今後の社会情勢の変化などにより価格が影響を受ける場合もあり、また、主務省庁からご指導をいただいております。業者の言いなりの価格ではなく市場価格とあわせ適正な価格かどうかを判断していきたい。いずれにしても、常に費用低減の姿勢は怠らないようにしたい。

意見等③：随意契約となる際は価格交渉が無かったのではないか。

回 答：相手方等の条件が限られるものが随意契約となっているが、例えばガソリン価格のように1年間で価格に上げ下げのあるものなどについては、適切に契約等に反映させていかなければならないと考えている。

6 委員長総括

平和基金の平成22年度の契約実績について審議したが、一般競争入札において、一者応札や一者応募に該当する競争契約がなかったことは、第2回委員会の提言を受け止めた措置として評価できる。

競争性のない随意契約見直しに関しては、今後も可能な限り見直し・点検をしていただきたい。

その他、契約については適切に処理されていると認められるので、引き続き法令を遵守しつつ、適切な契約を心がけてもらいたい。

7 今後のスケジュール等について

契約監視委員会の開催については、委員会設置要綱等において、締結された契約について改善状況をフォローアップし、毎年公表することとしていることから、次回の契約監視委員会は、主務大臣からの特段の指示がある場合を除き、今回と同様の内容で翌年度の同時期に開催する旨の提案が事務局からあり、各委員の了解を得た。

(以上)